

青森県等10県の国民保護計画の改正

- **平成20年3月14日の閣議において、10県（青森県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、鹿児島県）の国民保護計画の変更について「政府としては 異議がない」旨を決定。**
- **政府としては、各都道府県における国民保護に係る実施体制をさらに充実させていくために、各都道府県に対し、国民保護計画の適切な見直しを引き続き助言。**

- ・ 国民保護法に基づく都道府県国民保護計画については、平成18年3月までに、全都道府県が作成を終えたが、都道府県に対しては、訓練や地域の実情等を踏まえ、計画を必要に応じ見直すよう助言しているところ。
- ・ 計画の見直しにあたっては、国民保護法の規定により、原則として、内閣総理大臣に対する協議（閣議決定を要する）が必要。本年度については、青森県等10県から計画の見直しに関する協議の申出があった。
- ・ 10県の計画の見直し内容について、内閣官房を中心に関係省庁・関係県と調整を行ったが、特段の問題はないとされたことから、10県の計画の見直しについて、「政府としては、異議がないものとする」旨を閣議で決定。これらの計画のポイントは別紙のとおり。

【本件連絡先】内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
内閣参事官 木村 俊介 電話 03-3581-8926

青森県等 10 県の国民保護計画の改正概要

(1) 現地調整所の活用

- ・ 国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現場で活動する関係機関が連絡調整を図る場として、現地調整所を設置する。

(青森県、福島県、茨城県、群馬県、広島県、福岡県)

(2) 県の組織体制の強化

- ・ 緊急の事態が発生した場合、参集範囲を拡充（危機対策課だけでなく関係課を追加）。(新潟県)
- ・ 職員の当直による 24 時間即応体制の確保 (広島県、愛媛県)

(3) 全国都道府県における相互応援協定等に基づく連携

- ・ 平成 19 年 7 月に締結された全国都道府県における広域応援協定等に基づき、他の都道府県との連携を図る。

(青森県、茨城県、愛媛県、福岡県、佐賀県、鹿児島県)

(4) 県と他の機関との連携の明確化

- ・ 県知事が迅速な救援のために必要と認めるときに、救援事務の一部を市町村に行わせる場合の県と市町村の役割分担の明確化。(福島県)

(5) 通信体制の整備促進

- ・ 市町において、全国瞬時警報システム (J-ALERT) の導入環境の整備等に努めるものとする。(広島県)

(6) 離島における住民避難の留意点の追加

- ・ 離島の住民避難において、「気象条件」を重要な留意点として追加し、航空機や船舶の使用等の考え方や気象条件を踏まえ、全住民の避難を視野に入れた体制を整備する。(鹿児島県)